

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)3月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
 条例

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、<u>在宅勤務等手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、<u>管理職特別勤務手当</u>、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年3月町田市条例第2号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、企業職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。）</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>

(4) 略

(5) 略

(管理職手当等)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある企業職員の職のうち、その特殊性に基づき町田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものに対し、支給する。

2・3 略

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 管理職員特別勤務手当は、第7条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員に対し、当該企業職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場合に支給する。ただし、休日に勤務をした場合において管理者が代休日を指定し、当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、同項に規定する企業職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該企業職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

第18条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた企業職員に対し、支給する。

(特定任期付職員についての適用除外)

第25条 第4条から第7条まで、第9条及び第11条から第13条までの規定は、特定任

(5) 略

(6) 略

(管理職手当等)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある企業職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものに対し、支給する。

2・3 略

(管理職特別勤務手当)

第17条の2 管理職特別勤務手当は、第7条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員に対し、当該企業職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第18条 特定任期付職員業績手当は、町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月町田市条例第53号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる企業職員に対し、支給することができる。

(特定任期付職員についての適用除外)

第25条 第4条から第7条まで、第9条、第11条から第13条まで及び第16条の規定

期付職員には適用しない。

は、特定任期付職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、次条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員（町田市病院事業管理者が別に定める者を除く。）に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5)心身に著しい障がいがあり、将来にわたり労務に服することができない程度の者」とあるのは「

(5)心身に著しい障がいがあり、将来にわたり労務に服することができない程度の者

- (6)配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年3月町田市条例第2号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると町田市病院事業管理者が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であって、企業職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。）

」とする。